

1 長期的な成果指標

本計画における長期的指標は、施策の効果を継続的に確認し、子ども・若者や子育て家庭に対する支援がどの程度進んでいるかを測定するために設定しています。これらの指標は、数年単位での進ちょくを確認するものであり、特に目標値の設定が難しいため、具体的な数値目標を設けることはありません。ただし、施策が進行する中で得られたデータは引き続き蓄積し、施策の有効性を評価するために活用します。

柱	施策と目指す姿	指標	指標設定当初 【()内】の実績値	令和6年度 実績
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-1 こころとからだの健やかな成長支援 望ましい生活習慣が身につく、豊かなこころと健やかなからだが育まれている。	子どもの朝ごはん摂取率	保育園4歳児 95% (H26年度)	保育園5歳児 91.5%
		就学援助（要保護、準要保護）受給世帯の児童・生徒の朝ごはん摂取率	小2 要保護 92.6% 準要保 93.1%	小2 要保護 83.3% 準要保 90.7%
			小4 要保護 83.2% 準要保 95.1%	小4 要保護 82% 準要保 91.9%
			小6 要保護 82.1% 準要保 92.4%	小6 要保護 72.2% 準要保 89.4%
			中2 要保護 83.3% 準要保 90.7% (H28年度)	中2 要保護 94.8% 準要保 91.2%
	歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	小1 43.71% (H26年度)	小1 26% (R5年度)	
	歯科健診で未処置のむし歯がある子どもの割合	小1 24.11% (H26年度)	小1 14.6% (R5年度)	
	1-2 確かな学力の定着に向けた支援 学習習慣が定着し、学びに対する意欲が向上する。	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	小6 国語：63.2% 算数：67.6% 中3 国語：72.4% 数学：57.6% (R元年度)	小6 国語：65.7% 算数：64.4% 中3 国語：57.5% 数学：51.9%
		「足立区学力定着に関する総合調査」の児童・生徒の通過率	小 国語：75.8% 算数：79.5% 中 国語：57.5% 数学：56.4% 英語：48.9% (H27年度)	小 国語：82.8% 算数：82.4% 中 国語：71.0% 数学：65.8% 英語：64.6%
		「足立区学力定着に関する総合調査」で「1か月に本をほとんど読まない」と回答した児童・生徒の割合	小 26.0% 中 38.5% (R元年度)	小 30.1% 中 41.8%
「足立区学力定着に関する総合調査」の「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していると思う」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合		小 77.3% 中 66.5% (R元年度)	小 79.3% 中 67.4%	
居場所と体験の充実 安心できる居場所や様々な体験を通じて、自己肯定感が高まっている。				

柱	施策と目指す姿	指標	指標設定当初 【()内】の実績値	令和6年度 実績
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	施策 1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援 課題や困難を解決・軽減するための個々のニーズに合った、サポートが受けられている。	生活保護世帯の子どもの高校等進学率および進路内訳（全日制、定時制、通信制、その他の進学率）	93.6% 全日制 62.1% 定時制 23.9% 通信制 3.4% その他の進学率 4.2% (H27 年 4 月)	90.4% 全日制 56.0% 定時制 16.8% 通信制 6.4% その他の進学率 11.2%
		「全国学力・学習状況調査」の就学援助（要保護、準要保護）受給世帯の児童・生徒の平均正答率	小学校（抽出口） 【国語】 要保護 50.6% 準要保護 56.1% 【算数】 要保護 54.2% 準要保護 61.2% 中学校（抽出口） 【国語】 要保護 64.2% 準要保護 67.8% 【数学】 要保護 41.8% 準要保護 51.4% (R 元年度)	小学校（抽出口） 【国語】 要保護 61.8% 準要保護 61.1% 【算数】 要保護 45.3% 準要保護 56.7% 中学校（抽出口） 【国語】 要保護 35.5% 準要保護 46.7% 【数学】 要保護 42.1% 準要保護 48.7%
			小学校（抽出口） 【国語】 要保護 60.8% 準要保護 68.1% 【算数】 要保護 56.1% 準要保護 69.2% 中学校（抽出口） 【国語】 要保護 46.2% 準要保護 58.7% 【数学】 要保護 32.2% 準要保護 48.7% 【英語】 要保護 32.6% 準要保護 43.2% (H28 年度)	小学校（抽出口） 【国語】 要保護 56.4% 準要保護 70.9% 【算数】 要保護 57.0% 準要保護 72.1% 中学校（抽出口） 【国語】 要保護 70.4% 準要保護 69.7% 【数学】 要保護 66.8% 準要保護 62.9% 【英語】 要保護 66.8% 準要保護 61.8%
			「足立区学力定着に関する総合調査」の就学援助（要保護、準要保護）受給世帯の児童・生徒の通過率	
	施策 1-5 未来を拓く選択の後押し 将来の選択肢が広がり、未来への一歩を踏み出せている。	区立中学校の高校進学率および進路内訳（全日制、定時制、通信制、その他の進学率）	97.3% 全日制 88.0% 定時制 6.2% 通信制 1.7% その他 1.4% (H27 年 3 月)	98.5% 全日制 84% 定時制 5.7% 通信制 7.1% その他 1.7%
		区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率） ※R4 年度で指標の算出は最後	卒業時に進路未決定の者 185 人 (8.82%) 一時的な仕事に就いた者 82 人 (3.91%) (H26 年度)	卒業時に進路未決定の者 162 人 (7.38%) (R4 年度) ※区外生徒含む
		生活保護世帯の子どもの高校等卒業時の進路未決定者数（率）	34 人 (19.1%) (H26 年度)	12 人 (7.0%)

柱	施策と目指す姿	指標	指標設定当初 【()内】の実績値	令和6年度 実績
安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる	2-1 妊娠期から産後期の支援 妊娠期から産後期まで、悩みや不安を相談し、子育てできている。	乳幼児健診のアンケートで「子育てを負担に感じたりイライラしたりする」と回答した人の割合	3～4 か月児 40.4% 1 歳 6 か月児 51.9% 3 歳児 64.0% (H26 年度)	3～4 か月児 30.5% 1 歳 6 か月児 48.8% 3 歳児 59.3%
	2-3 経済的困難世帯への生活支援 生活が困窮もしくは不安定な家庭の生活が改善している。	早期（3 7 週未満）に産まれた子どもの割合	6% (H26 年度)	5.4% (R5 年度)
	2-3 経済的困難世帯への生活支援 生活が困窮もしくは不安定な家庭の生活が改善している。	児童扶養手当を受給しているひとり親の就業率および正規雇用率 ※R 6 年度で指標の算出は最後	就業率 86.9% 正規雇用率 36.8% (H28 年度)	就業率 76.2% 正規雇用率 49.7%
	2-4 社会的支援を必要とする子を守るための家庭支援 保護者や家庭のニーズに合った、課題や困難を解決、軽減するためのサポートが受けられている。	就学援助率	小学校:32.76% 中学校:42.67% (H26 年度)	小学校:22.36% 中学校:29.63%
		養育困難世帯の解決率	55% (H27 年 4 月)	54%

2 中短期的な成果指標

中短期的指標は、施策が導入された後、数年以内にその効果を測定し、次のステップへ進むための基盤を作ることとして設定します。これらの指標は、子ども・若者の学力向上や生活の質の改善、貧困家庭への支援強化など、具体的な成果を確認するためのものです。第2期子どもの貧困対策実施計画に基づき、各施策において進捗よくを測るための数値目標を設定し、年度ごとに評価します。これにより、施策の実施状況が明確になり、必要に応じて改善を図ります。

柱	施策と目指す姿	指標	令和6年度 実績	令和12年度 目標値	第4章 掲載
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-1 こころからだの健やかな成長支援 望ましい生活習慣が身につき、豊かなこころと健やかなからだが育まれている。	貧血・小児生活習慣病予防健診で「正常」または「管理不要」と判定された生徒の割合	中 2 男子 78.2% 中 2 女子 72.4% (R5 年度)	中 2 男子 81% 中 2 女子 79% (R11 年度)	★
		園の給食で野菜から食べる 5 歳児の割合	70%	80%	
		野菜から食べる小学 6 年生、中学 2 年生の割合	小 6 64.9% 中 2 66.1%	70%	
		早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになった・心がけていると回答した方の割合	88.8%	90.2%	
		3 歳児健診のアンケートで 1 日 3 食、野菜（おかず・汁物等）を食べる幼児の割合	28.7%	30%	
		「毎日定刻」「ほぼ定刻」に寝る小学校 1 年生の割合	93.2%	93%	
		「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	77.5%	86%	
		「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合	小 96.5% 中 95.7%	小 100% 中 100%	★
		小・中学生の適正体重割合	小学生 87.5% 中学生 83.8% (R 5 年度)	小学生 88.5% 中学生 85.5% (R 11 年度)	
		むし歯のある児童・生徒の割合	小 33.1% 中 28.5% (R5 年度)	小 29% 中 26.5% (R11 年度)	
		むし歯がない 6 歳（年長児）の割合	80.7%	82.6%	
		1 日に 2 回以上歯みがきをする回答した保育園児の割合	65.2%	90%	
		毎日運動をすると回答した小学 1 年生の割合	33.5%	34%	
		「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好き」に肯定的な回答をした割合	86.7%	87%	★

柱	施策と目指す姿	指標	令和 6 年度 実績	令和 12 年度 目標値	第 4 章 掲載
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-2 確かな学力の定着に向けた支援 学習習慣が定着し、学びに対する意欲が向上する。	基本的な生活習慣（挨拶や返事、姿勢保持、話を聞く）が身についている小学 1 年生の割合	86.6%	90.0%	★
		全国学力・学習状況調査における国の正答率以上の学校の割合	小 41% 中 41.4%	小 71.3% 中 46.5%	★
		「全国学力・学習状況調査」で「5 年生まで（1、2 年生のとき）に受けた授業では課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいた」に肯定的な回答をした割合	小 79.3% 中 78.7%	小 79.9% 中 81%	
		「足立区学力定着に関する総合調査」において「学校の授業はわかる」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小 87.7% 中 64.5%	小 89.5% 中 70.4%	★
		「足立区学力定着に関する総合調査」において学校の授業が楽しいと思う児童・生徒の割合	小 85.9% 中 78.8%	小 89.2% 中 81.9%	
		「足立区学力定着に関する総合調査」において「勉強は好きだ」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小 65.6% 中 32.9%	小 76.9% 中 46.5%	★
	1-3 居場所と体験の充実 安心できる居場所や様々な体験を通じて、自己肯定感が高まっている。	家庭と学校以外に安心できる居場所があると答えた児童・生徒の割合	(新規指標)	70%	★
		体験活動後に「今回の体験をとおして、これからも新しいことを知ったりチャレンジしたいと思った」と回答した児童の割合	91.5%	90%以上を維持	
		「足立区学力定着に関する総合調査」で「自分には良いところがあると思う」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小 78.7% 中 72.4%	小 78.9% 中 74.4%	★
		「足立区学力定着に関する総合調査」で「将来の夢や目標がはっきりある」「なんとなくに肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小 88.0% 中 71.1%	小 90.0% 中 73.0%	★
	1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援 課題や困難を解決・軽減するための個々のニーズに合った、サポートが受けられている。	居場所を兼ねた学習支援に通う生徒の高校等進学率	100%	100%	
		居場所を兼ねた学習支援に通った生徒の高校卒業時の進路（就労・進学）決定率	49.5%	50%	
		こども支援センターげんきにおいて 1 か月以内に発達相談を受けられた割合	44.8%	100%	★
		障がい福祉センター幼児発達支援室に療育受付面接を申し込んだ幼児のうち、実際に療育につながった割合	85%	90%	
		相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合	97%	98%	
		小学校・中学校の不登校者数	小 564 人 中 729 人	小 418 人 中 701 人	
		不登校児童・生徒の発生率	小 1.94% 中 7.29%	小 1.01% 中 4.91%	★
		SSW により不登校等が解決または改善した割合	34.9%	42%	
		包括的相談（まるごと相談）およびセーフティネット事業でひきこもり状態からステップアップした人数	14 人	40 人	★

柱	施策の目指す姿	指標	令和 6 年度 実績	令和 12 年度 目標値	第 4 章 掲載
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援 課題や困難を解決・軽減するための個々のニーズに合った、サポートが受けられている。	外国にルーツを持つ児童・生徒の居場所を兼ねた学習支援の利用者数	49 人	157 人	★
		あだち日本語学習ルーム卒業者数	16 人	20 人	
		就学相談により、特別な支援が必要な児童・生徒の就学先が決定した割合	99.0%	100%	
		居場所を兼ねた学習支援に通った生徒の高校卒業時の進路（就労・進学）決定率【再掲】	49.5%	50%	
	1-5 未来を拓く選択の後押し 将来の選択肢が広がり、未来への一歩を踏み出せている。	生活保護受給世帯の子どもの大学等進学率	68%	42.4%	
		足立はばたき塾に参加した生徒の第一志望校の合格率	74.7%	80%	
		足立ミライゼミに参加した生徒の難関大学に合格した者の割合	－ (新規指標)	70%	
		給付型奨学金を利用して大学等を正規の修業年限で卒業した奨学生の割合	100%	現状維持	★
		生活保護世帯の子どもの高校等中途退学者数（率）（全日制、定時制）	12 人（2.9%） 全日制 3.1% 定時制 2.4%	3.3%	
		生活困窮者向けの居場所を兼ねた学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合	77.8%	70%以上を維持	★
		高校生向け企業見学参加生徒数	23 人	30 人	
		若年者（15～29 歳）の完全失業率	5.8%	4.55%	
		生活困窮者自立支援相談、就労準備支援、学習支援等の後に就労（進路）が決定した割合（10～30 代）	71.1%	73.0%	★
		あだち若者サポートテラス（SODA）相談件数	374 人	250 人	
	1-6 命を守る教育と支援の充実 生命の尊さを理解し、危険から自らを守るすべてを身につけている。	簡単な料理を自分で作ることができると答えた小学 6 年生・中学 2 年生の割合	小 6 50.8% 中 2 56.1%	70%	
		児童・生徒が区に意見を述べた件数	－ (新規指標)	780 件	
		子どもが被害を受けた前兆事案の件数 ＊低減目標	73 件	55 件	★
		「SOS の出し方等教育」実施後のアンケートで「悩みを抱えた際は、誰かに相談しようと思う」と回答した児童・生徒の割合	小 75% 中 68%	小 80% 中 74%	★
		生命（いのち）の安全教育に関する授業を実施している学校の割合	100%	100%	
		中学生消防隊活動実施率（実施数÷全中学校数）	43%	100%	★

柱	施策の目指す姿	指標	令和6年度実績	令和12年度目標値	第4章掲載
安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる	2-1 妊娠期から産後期の支援 妊娠期から産後期まで、孤立せず安心して子育てできている。	低出生体重児（出生時の体重 2,500g未満）の割合（人口動態統計） ＊低減目標	9.8%	9.3%	★
		ファーストバースデーサポート事業（1歳）のアンケートで「育児について相談できる相手がいる」と答えた保護者の割合	97.7%	98%	★
		3～4か月児健診のアンケートで子育ては楽しいと答えた保護者の割合	76%	78%	
		こんにちは赤ちゃん訪問事業の貢献度（「赤ちゃん訪問を受けて安心した」の設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた親の割合）	94.9%	96.7%	
		ポピュレーションアプローチによる子育て家庭訪問事業で、対面できた家庭のうち支援が必要な家庭を関係機関等につなげた割合	（新規指標）	8%	★
	施策 2-2 子どもの成長過程に応じた支援 ライフスタイルに応じた子育て支援が受けられている。	区の子育て支援策に対する満足度	（新規指標）	75% （R11年度）	★
		保育コンシェルジュへの相談が役に立った方の割合	99%	99%	
		「足立区政に関する世論調査」で「男女が対等な立場で意思表示や活動をすることができ、また責任を分かち合っている」と感じている区民の割合	31.3%	50%	
		保育需要に対する待機児童率 ＊低減目標	0.05%	0%	★
		学童保育室の保護者満足度	71%	75%	★
	2-3 経済的困難世帯への生活支援 生活が困窮もしくは不安定な家庭の生活が改善している。	学童保育室の待機児童率 ＊低減目標	6.4%	0%	★
		ひとり親家庭に対する就労支援における資格取得率（国家資格以外も対象）	53.3%	70%	
		ひとり親家庭に対する就労支援の就業率および正規雇用率	就業率 73.3% 正規雇用率 54.5%	就業率 100% 正規雇用率 60%	★
		ひとり親家庭の交流支援事業の利用世帯数・新規利用世帯数	186 世帯	240 世帯	
		児童扶養手当受給率 ＊低減目標	79.5%	72.5%	★
		生活保護世帯の小学1年生～中学2年生のうち、塾代支援を利用して通塾している子どもの割合	18.7%	20%	★

柱	施策の目指す姿	指標	令和6年度実績	令和12年度目標値	第4章掲載
安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる	2-4 社会的支援を必要とする子を守るための家庭支援 保護者や家庭のニーズに合った、課題や困難を解決、軽減するためのサポートが受けられている。	虐待対応終結率	61.7%	70%	★
		発達相談件数	1,659 件	1,600 件	
		こども支援センターげんきの相談件数のうち保健センターの心理相談からつながった割合	24%	25%	
		発達支援児の行動上の課題が軽減した割合	98.4%	98%以上を維持	
		学校や保育園等での保護者の相談や手続きにおける通訳派遣件数	54 件	64 件	★
		チャレンジ学級等の学校以外の学びの場につながった不登校児童・生徒の割合	16.6%	41.6%	★
		福祉まるごと相談課で受けた子ども関連の相談に係る行政機関へのつなぎ件数	50 件	120 件	
地域全体で子ども・若者の成長を支える	3-1 こどもまんなか社会に対する理解促進 多くの区民や職員が、「こどもまんなか社会」の意義を理解している。	重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の利用者数	47 人	70 人	★
		ペアレント・メンターによる相談事業の相談実施件数	110 件	220 件	★
	3-2 地域活動への参加促進 「こどもまんなか社会」の活動に、「参加したい人」「やってみたい人」が増えている。	職員向けの研修の参加後に、こどもまんなか社会および子どもの貧困対策への理解が深まったと回答した職員の割合	94%	100%	★
		区民向け講座、講演会の参加後に、こどもまんなか社会および子どもの貧困対策への理解が深まったと回答した方の割合	（新規指標）	100%	★
		あだち子どもの未来応援基金への寄附件数	991 件	2,000 件	★
		学習支援ボランティア登録者数	420 人	500 人	★
		ながら見守り参加者数	4,945 人	9,000 人	★
		ヤングケアラーに関する研修の受講者数	150 人	300 人	★
		登校サポーター登録者数	140 人	200 人	★
		「あやセンター ぐるぐる」や「たけのつかる＆パーク」の活動のうち、子ども・若者に関係する企画実施数	20 件	100 件	★

柱	施策の目指す姿	指標	令和6年度 実績	令和12年度 目標値	第4章 掲載
地域全体で子ども・若者の成長を支える	3-3 地域団体等による活動の推進 「こどもまんなか社会」を支える団体や個人の活動が増えていき、その輪が広がっている。	NPO 活動支援センター登録団体のうち、子どもを支援する NPO 団体の数	93 団体	110 団体	★
		子ども食堂が区内小学校区に 1 か所以上設置されている割合	49.2%	70%	
		大学連携事業において提供する体験プログラムの種類	30 種	42 シュル	★
		大学連携による体験プログラムの参加者数	7,493 人	10,871 人	★

資料編

令和四年法律第七十七号

こども基本法

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条―第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条―第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

- 第二条** この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- 2** この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

- 第三条** こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとき、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
 - 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるときに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する

機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3** こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4** こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5** 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6** 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7** 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2** 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3** 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4** 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5** 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目な

く行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

足立区こども計画審議会条例

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画として足立区こども計画を策定することに関し必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区こども計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、足立区こども計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開とすることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区こども計画審議会	日額 8, 0 0 0 円
-------------	---------------

足立区子ども計画審議会条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、足立区子ども計画審議会条例（令和6年足立区条例第24号、以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、足立区子ども計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 区議会議員 4名以内
- （2） 区内に在住し、在勤し、又は在学する者 4名以内
- （3） 区内で活動する有識者 4名以内
- （4） 学識経験者 4名以内
- （5） 区職員 2名

2 前項第2号に掲げる区内に在住し、在勤し、又は在学する者は、公募とする。

（関係者の意見聴取）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の意見を聴き、又は助言を求めることができる。

2 前項の規定による学識経験者その他の関係者の招集は、会長が行う。

（説明員の出席要求）

第4条 会長は、区職員に対し、事業に関し説明させ、又は意見を述べさせるため、審議会への出席を求めることができる。

（表決）

第5条 審議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（会議の公開）

第6条 条例第8条の規定による審議会の公開の方法、手続その他必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第7条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、政策経営部あがら未来支援室長付子どもの貧困対策・若年者支援課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、令和6年6月28日から施行する。

資料編3 計画の策定経過

本計画の策定にあたり「足立区子ども計画審議会」を設置し、調査・審議を行いました。
また、策定の過程において子ども・若者当事者からの意見聴取やパブリックコメントを実施し、計画策定の参考としました。

1 足立区子ども計画審議会（全5回）

（1）審議期間

令和6年8月～令和7年8月

（2）概要

足立区長の附属機関として「足立区子ども計画審議会」を設置し、区長からの諮問により本計画策定に必要な事項について調査・審議し、答申いただきました。
本計画は子どもの貧困対策に重点を置いた計画とするため、これまでの「未来へつなぐ あだちプロジェクト 子どもの貧困対策実施計画」の策定や評価に携わっていただいた学識経験者のほか、公募の区民、区内有識者、区議会議員など18名で構成しました。区民委員のうち2名は29歳以下の若者委員として参画し、子ども・若者当事者に近い視点から意見をいただきました。

- ※ 審議経過は92ページ参照
- ※ 委員名簿は93ページ参照

2 子ども・若者の意見反映

足立区子ども計画審議会で審議した基本理念（案）に対する意見や、本計画の有効な周知方法などを聴くため、令和7年7月に都立青井高等学校で「アダチ若者会議（子ども計画編）」を実施し、高校生の視点で意見を伺いました。

- ※ アダチ若者会議（子ども計画編）の結果は94ページ参照

3 パブリックコメント

令和8年1月27日から2月26日まで、パブリックコメントを実施しました。

《足立区子ども計画審議会審議経過》

回	開催日	主な議題
第1回	令和6年8月27日	～第一部～ 1 足立区子ども計画審議会委員委嘱 2 足立区子ども計画審議会 会長・副会長選出 3 諮問 4 区長挨拶 ～第二部～ 1 委員自己紹介 2 子ども計画審議会の運営について 3 子ども計画審議会のスケジュール 4 子ども計画策定の趣旨と方向性 5 子ども計画策定の検討素材 6 意見交換（区の現状・課題等）
第2回	令和6年11月21日	1 子ども計画「基本理念（案）」の検討について 2 意見交換
第3回	令和7年2月21日	1 子ども計画「基本理念（案）」および「柱立て」について 2 子ども計画「施策」の検討について
第4回	令和7年5月21日	1 子ども計画「施策」の検討について 2 意見交換 3 答申書について
第5回	令和7年8月27日	1 答申書の確認について 2 意見交換



▲藤原会長（左）に足立区長が諮問（第1回審議会にて）



▲審議会の様子

足立区こども計画審議会委員名簿（１８名）

※選出区分ごとに氏名の五十音順

	氏名（敬称略）	所属・役職など
学識経験者 委員	阿部 彩	東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科 教授
	末富 芳	日本大学 文理学部 教育学科 教授
	藤原 武男	東京科学大学 大学院 医歯学総合研究科 教授
	山田 哲也	一橋大学 大学院 社会学研究科 教授
区内有識者 委員	加藤 泰弘	東京都立青井高等学校校長
	川上 重昭	足立区民生・児童委員協議会第三合同会長
	高木 政代	ソーシャルワーク・アドバイザー
	中山 勇魚	特定非営利活動法人 Chance For All 代表理事
公募委員	小野 茜	
	菊地 美穂	
	田中 優哉	
	山崎 衛	
区議会議員	太田 せいいち	足立区議会議員
	しぶや 竜一	足立区議会議員
	ぬかが 和子	足立区議会議員
	水野 あゆみ	足立区議会議員
区職員	中村 明慶	教育長
	勝田 実（※１）	副区長

（※１）令和７年５月２１日から任期

前委員 長谷川 勝美（前足立区副区長） 令和７年３月２８日まで

《アダチ若者会議における意見聴取結果（概要）》

「キミも。ミーティング～こども計画編～」

開催日時	令和７年７月１５日（火）午後１時～午後３時
会場	東京都立青井高等学校
対象	東京都立青井高等学校の生徒
参加者数	１２名

「基本理念（案）に掲げる言葉のイメージ」「こども計画策定後の情報発信」などについて、以下のような意見がありました。

※７月１５日時点の基本理念（案）は以下の通り。

「子ども・若者のウェルビーイングをともに考え、生まれ育った環境に左右されない未来に向かって、ともに進むアダチをつくっていく」

①基本理念（案）について どう思うか？	●足立区の理念が見えてくるので好きです ●どんな計画なんだろう。何をしてくれるのかなと気になるような理念になっている ●書いていることが多い。パッと見たときに理解できなかった
②こども計画を若者に 知ってもらうには？	●コンビニで売っているお茶のラベルなどでPR ●ショート動画を作る ●分厚い計画の冊子だと手に取らないため、足立区基本計画のこども版のように概要版をつくる ●子どもが取り組む活動（俳句、交通安全ポスターコンクールなどのような企画）に参加してもらいながら計画を周知していく



◀青井高校のみなさん

アダチ若者会議での意見を基に、基本理念などを検討・調整し、最終的に計画本編３１ページに記載の基本理念を区として決定しました。

資料編4 子どもの健康・生活実態調査(令和2～6年度)結果 概要版

・第6回 子どもの健康・生活実態調査（令和2年度）

第6回
子どもの
健康・生活
実態調査

令和2年度 報告書【概要版】

足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためには、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え、令和2年10月に第6回「子どもの健康・生活実態調査」を実施しました。コロナ禍にも関わらず、調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

本調査の結果を踏まえ、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を通して、引き続き好ましい生活習慣の定着を図ってまいります。

足立区長 近藤 やよい
足立区教育委員会 教育長 大山 日出夫

調査の概要

◆ 調査対象：区立の小学校に在籍する6年生 全員（69校）
区立の中学校に在籍する2年生 一部（7校）

	小6	中2	合計
調査票配付数	5,355	659	6,014
集計・分析対象数 (有効回答率)	4,489 (83.8%)	551 (83.6%)	5,040 (83.8%)

◆ 調査時期：令和2年10月
◆ 実施方法：無記名アンケート方式により、区が学校を通して質問票を配付・回収

調査から見てきたこと

男子の肥満傾向が目立つ

令和2年度の小学6年生と中学2年生の男子は、肥満の割合が高くなっています（P2 グラフ①）。

運動習慣やテレビの視聴時間に課題も

令和2年度の小学6年生と中学2年生では、一週間にほとんど・全く運動しない子どもの割合が増加していました（P3 グラフ②）。さらに、テレビの視聴時間も大幅に増えています（P3 グラフ③）。

食習慣は維持、むし歯は減少

一方で、コロナ禍にも関わらず、食事を野菜から食べる習慣は、維持することができていました（P4 グラフ⑥）。また、むし歯が1本もない子どもの割合も増えています（P5 グラフ⑨）。

コロナ禍を乗り越えるために、基本的な生活習慣の維持が大切

新型コロナウイルス感染症が拡大して自宅を過ごす時間が増えたこともあり、肥満傾向の男子が多くみられたり、テレビの視聴時間が長くなったりする等、子どもの健康と生活にコロナ禍の影響があらわれ始めています。

同時に、本調査の結果から、朝食を毎日食べている子どもと比べて、時々食べない子どもは、肥満のリスクが1.29倍高いなど、基本的な生活習慣と肥満のリスクに関連性があることがわかりました（P4 ⑤補①）。コロナ禍であっても、基本的な生活習慣を維持していくことが大切です。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、子どもの健康と生活に与える影響については、今後も、より詳細な分析を行い、対策につなげてまいります。

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

令和2年度の足立区立小学校に在籍する6年生と区立中学校2年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。

小学6年生については、対象児童が小学2年生であったとき（平成28年度）と小学4年生であったとき（平成30年度）の結果と比較しています。

中学2年生については、平成28年度の中学2年生、平成30年度の中学2年生の結果と比較しています。

ここでは、代表的な項目についての記載しています。他の調査項目や詳細については、足立区公式ホームページをご覧ください。

足立区 子ども健康調査 🔍 検索
(令和3年8月下旬以降に掲載予定)

子どもの身体の健康について -肥満-



生活習慣について -運動-

② 【運動習慣（学校での体育を除く）】

一週間でほとんど・全く運動しない子どもの割合は小6（24.0%）で、小2（16.8%）、小4（11.7%）と比べてかなり高くなっています。

中2についても、一週間でほとんど・全く運動しない子どもの割合は34.2%であり、平成28年度（30.8%）や平成30年度（32.6%）と比べて、年々微増傾向にあります。



ポイント

令和2年度の小学6年生4,489名のデータを分析した結果から、ほとんど・全く運動しない子どもと比べて、週5回以上運動している

子どもは、肥満のリスクを**40%**下げることができていました。

生活習慣について -テレビ視聴・読書習慣-

③ 【テレビ・動画の視聴時間】

テレビ・動画を一日1時間以上視聴している子どもの割合は、小6（74.1%）で、小2（42.6%）、小4（48.0%）と、年齢が上がるにつれて大幅に増えてきています。

中2についても、一日1時間以上テレビ・動画を視聴している子どもの割合は79.8%であり、平成28年度（68.4%）や平成30年度（61.7%）と比べて、増えています。



ポイント

令和2年度の小学6年生4,489名のデータを分析した結果から、テレビを全く・ほとんど見ない子どもと比べて、一日3時間以上

見る子どもは、肥満のリスクが**1.54倍**高いことがわかりました。

④ 【読書】

最近1か月で4～10冊以上本を読んでいる子どもの割合は、小6（34.4%）で、小4（44.1%）、小2（40.7%）と比べて、大幅に減少しました。

中2についても、1か月で4～10冊以上本を読んでいる子どもの割合は15.4%であり、平成28年度（17.1%）や平成30年度（15.3%）と比べて、減少傾向にあります。



3

生活習慣について -朝食・食べる順番-

⑤ 【朝食習慣】

朝食を毎日食べている子どもの割合は、小2（93.0%）、小4（89.3%）、小6（86.3%）と、年齢が上がるにつれて減ってきています。

中2については、朝食を毎日食べている子どもの割合は83.6%であり、平成28年度（82.3%）や平成30年度（80.6%）と比べて、差はみられませんでした。



ポイント

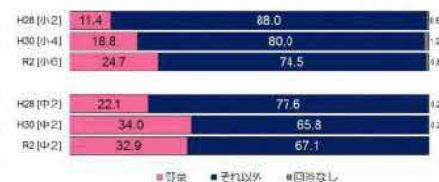
令和2年度の小学6年生4,489名のデータを分析した結果から、毎日朝食を食べている子どもと比べて、朝食を時々食べない

子どもは、肥満のリスクが**1.29倍**高いことがわかりました。

⑥ 【食べる順番】

食事を野菜から食べている子どもの割合は、小2（11.4%）、小4（18.8%）、小6（24.7%）と、年齢が上がるにつれて大幅に増えてきています。

中2についても、食事を野菜から食べている子どもの割合は32.9%であり、平成28年度（22.1%）や平成30年度（34.0%）と比べても、維持できています。

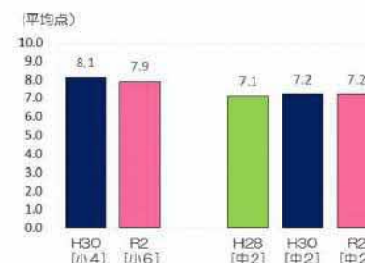


子どものこころの健康について -幸福度・逆境を乗り越える力-

⑦ 【幸福度】

子どもの幸福度（自分は幸せと感じること）の平均得点は、10点満点中7.9点で、大きな変化はみられませんでした。

中2についても、幸福度の平均得点は7.2点で、平成28年度（7.1点）や平成30年度（7.2点）と比べても、差はみられませんでした。



※子どもの幸福度を測る質問は、H30（小4）から実施

4

⑧ 【逆境を乗り越える力】

子どもの逆境を乗り越える力（自己肯定感や自己制御能力など）の平均得点は、100点満点中 71.0 点で、大きな変化はみられませんでした。

中 2 についても、逆境を乗り越える力の平均得点は 68.3 点で、平成 30 年度（69.5 点）と比べても、差はみられませんでした。



非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困窮だけでなく、家庭環境全体で把握すべきであると考えています。令和 2 年度の「生活困難」*世帯の該当数は、1,012 世帯（20.1%）で、平成 30 年度の 22.2%から、2.1 ポイント減少しました。内訳は、小 6 が 875 世帯（19.5%）で、中 2 が 137 世帯（24.9%）です。

生活困難が、子どもの健康・生活にどの程度関連があるかを調べるために、むし歯の状況について、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。

*「生活困難」とは、

以下の A・B・C のいずれか一つでも該当する場合と定義しています。

- A 世帯年収 300 万円未満の世帯
※年収は、令和元年の状況
- B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた 5 万円以上の貯金がないなど）
- C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯

⑨ 【むし歯の本数】

むし歯が 1 本もない子どもの割合は、非生活困難世帯、生活困難世帯ともに増えており、改善傾向がみられています。

改善傾向



まとめ -コロナ禍を乗り越えるために-

中学卒業までに、健康に生き抜くための実践力（5つの好ましい生活習慣）を身につけよう！

これまでの調査結果から、子どもの逆境を乗り越える力（自己肯定感や自己制御能力）の向上には、5つの好ましい生活習慣の定着が重要であることがわかっています。コロナ禍により、自宅で

過ごす時間が増えていますが、この5つの基本的な生活習慣を実践したり、スクリーンタイム（テレビや動画等の視聴時間）を少なくしたりして、自ら好ましい生活習慣を選択できる力を身につけていきましょう。

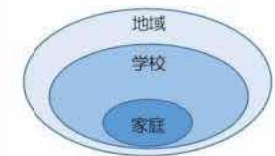
【5つの好ましい生活習慣】

- ① 一口目は野菜から食べる
- ② 毎日朝ご飯を食べる
- ③ 決まった時間に寝る
- ④ 適度な運動を行う（30分程度を週3回以上）
- ⑤ 歯みがきを習慣化する



スクリーンタイム（テレビや動画等の視聴時間）を少なくする

基本的な生活習慣は、家庭・学校・地域のかかわりあいの中で育まれます。今後とも区では、家庭・学校・地域の各場面で、子どもたちが経験や体験を積む機会を増やしてまいります。将来の夢や希望を実現するための土台は、「健康」です。社会環境が大きく変わっても、好ましい生活習慣を自ら選択して、健康に生き抜く力を身につけられるよう、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」をより一層充実させてまいります。



ご利用ください

★「未来へつなぐあだちプロジェクト」の一環として、以下の活動にも取り組んでいます。

★子ども食堂

子どもを中心としたみんなの食と居場所



★応援アプリ

ひとり親家庭の暮らしに役立つ

情報をお困り

足立区 豆の木

で検索！

★「早うま！かんたんベジレシバ」

管理栄養士が考案したかんたんベジレシバを掲載



★子どものことや心身のことでお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

- こども・子育てについて悩みがあるとき
<こども支援センターげんき>
03-3852-3535
- なんともなく心や体が不調なとき
江北保健センター 03-3896-4011
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3855-5093
中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
東部保健センター 03-3606-4171
- 生活や仕事に悩みがあるとき
<くらしと仕事の相談センター>
03-3880-5705
●ひとり親家庭の方へ
<豆の木相談室> 03-3880-5932
●どんな相談でも
<よりそいホットライン>
0120-279-338



詳しい調査結果は、足立区公式ホームページをご覧ください。

※令和 2 年度調査結果は、令和 3 年 8 月下旬以降に掲載予定

発行：足立区・足立区教育委員会（令和 3 年 7 月）
編集：足立区衛生部こころとからだの健康づくり課
国立大学法人東京医科歯科大学 大学院医学総合研究科 国際健康推進医学分野
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所 社会医学研究部
問合せ：03-3880-5433（足立区衛生部こころとからだの健康づくり課）

・第7回 子どもの健康・生活実態調査（令和3年度）

第7回 子どもの 健康・生活 実態調査



令和3年度 報告書 【概要版】

足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためには、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え、令和3年10月に第7回「子どもの健康・生活実態調査」を実施しました。コロナ禍にも関わらず、調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

本調査の結果を踏まえ、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を通して、引き続き好ましい生活習慣の定着を図ってまいります。

足立区長 近藤 やよい
足立区教育委員会 教育長 大山 日出夫

- 調査の概要**
- ◇ 調査対象：区立の小学校に在籍する1年生全員 5,003名（69校）
 - ◇ 調査時期：令和3年10月
 - ◇ 実施方法：無記名アンケート方式により、区が学校を通じて質問票を配付・回収
 - ◇ 回答状況：有効回答 4,001名（有効回答率 80.0%） ※回答者の約90%は子どもの母親

調査から見てきたこと

- **男子・女子ともに肥満傾向児が増加**
- 令和3年度の小学1年生は、男子・女子ともに、令和元年度と比べて肥満傾向にある子どもの割合が高くなりました（P2 グラフ①）。
- *肥満傾向児とは？
P2 ■肥満傾向
お子さまの肥満度を調べてみましょう を参照

- **むし歯のない子ども、野菜から食べる子どもは年々増加**
- むし歯が1本もない子どもの割合は大幅に増えています（P2 グラフ②）。食事を野菜から食べる（ベジ・ファースト）子どもの割合も年々増えています（P2 グラフ④）。

- **運動・読書習慣は減少、テレビ・動画の視聴時間や睡眠時間も課題**
- 運動習慣のない子どもの割合は平成27年度から少しずつ増える一方、月に4冊以上本を読んでいる子どもの割合は年々減っています（P3 グラフ⑤⑥）。また、テレビ・動画を一日1時間以上視聴している子どもの割合は、令和元年度から4.5ポイント増え、午後10時以降に就寝している子どもの割合も4ポイント増えました（P3 グラフ⑦⑧）。

💡 **子どもに直接届ける対策が決め手**

新型コロナウイルス感染症の拡大による自粛生活の影響により、運動する機会が減ったため、肥満傾向にある子どもが増えていると考えられます。一方で、全ての子どもが受診できる「あだちっ子歯科健診」の実施により、むし歯のない子どもは増え、保育園や幼稚園、学校給食等での「いただきます。野菜から」に重点を置いた食育により、ベジ・ファーストを実践している子どもも増えました。今回の調査でも、子どもに直接届ける対策の重要性、有効性が明らかになりました。

今後は効果の見えない施策に対して、対策の中身にも着目し、「自分でも出来た！」と思える成功体験を通じて、習慣化につなげるアプローチ等の検討が必要です。



<1>

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

足立区立小学校に在籍する1年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。平成27年度・29年度・令和元年度の結果と比較を行っています。

ここでは、代表的な項目についてのみ記載しています。詳細は、足立区公式ホームページをご覧ください。

足立区 子ども健康調査
▼ 検索

（令和4年4月下旬以降に掲載予定）

※各グラフの数字は、パーセンテージです。

健康について



食生活について



<2>

家庭生活について

運動

⑤ 一週間でほとんど・全く運動しない子どもの割合は13.2%で、令和元年度より1.5ポイント増え、年々増加しています。



テレビ・動画

⑦ テレビ・動画を一日1時間以上視聴している子どもの割合は、78.3%で、平成27年度より年々減少傾向にありましたが、令和3年度は令和元年度より4.5ポイント増えました。



母親の就業状況

⑨ 母親が常勤・正規職員として働いている世帯が年々増えており、平成27年度より9.2ポイント増えました。



読書

⑥ 最近1か月で4冊以上本を読んでいる子どもの割合は、48.9%で、令和元年度より1.6ポイント減り、年々大幅に減少してきています。



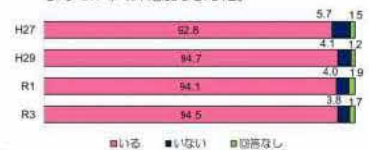
平日の就寝時間

⑧ 午後10時以降に就寝している子どもは18.9%で、令和元年度より4ポイント増えました。



保護者の相談相手の有無

⑩ 保護者に相談相手がいる割合は、平成27年度より1.7ポイント増加しました。



ポイント

これまでの調査結果から、保護者が困ったときに相談できる相手がいる世帯は、子どもの健康面（予防接種の受診率や自己肯定感等）に良い影響を与えることが明らかになっています。

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困窮だけでなく、家庭環境全体で把握すべきであると考えています。令和3度の「生活困難」世帯の該当件数は、668世帯（16.7%）で、令和元年度の19.7%から、3ポイント減少しました。

*「生活困難」とは、

以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。

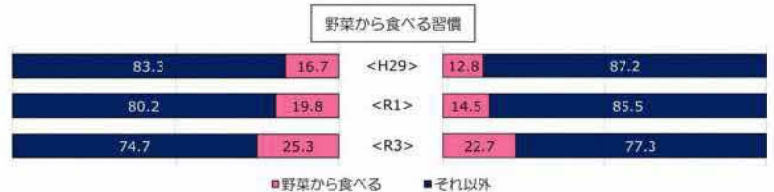
- A 世帯年収300万円未満の世帯
※年収は、令和2年の状況
- B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど）
- C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯

<3>

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

生活困難が、子どもの健康・生活にどの程度関連があるかを調べるため、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。
むし歯が1本もない子どもの割合は、非生活困難世帯（75.3%）、生活困難世帯（66.1%）ともに

年々増え、大幅に改善されてきています。
また、食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合も、非生活困難世帯（25.3%）、生活困難世帯（22.7%）ともに増えてきています。



ご利用ください

★「未来へつなぐあだちプロジェクト」では、本調査の実施以外にも、以下の活動等に取り組んでいます。

★子ども食堂

子どもを中心とした
みんなの食と居場所



★応援アプリ

ひとり親家庭の暮らしに役立つ
情報をお届け
定立区 目の本 で検索！

★「早うま！かんたんベジレシビ」

管理栄養士が考案した
かんたんベジレシビを掲載



■窓口のご案内

子どものことや心身のこと等でお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

- 子ども・子育てについて悩みがあるとき
＜こども支援センターげんき＞
子育てに関すること 03-3852-3535
発達に関すること 03-5681-0134
不登校に関すること 03-3852-2872
- なんとなく心や体が不調なとき
江北保健センター 03-3396-4011
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3355-5093
中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
東部保健センター 03-3806-4171
- 生活や仕事に悩みがあるとき
＜くらしとしごとの相談センター＞
03-3880-5705
- どんな相談でも
＜よりそいホットライン＞
0120-279-338
- パートナーからの暴力や嫌がらせ
性的指向及び性自認に関する悩み
＜男女参画プラザ＞
女性・男性DV・LGBT
相談（予約制） 03-3880-5222



◆詳しい調査結果は、
定立区公式ホームページを
ご覧ください。

※令和3年度報告書本編は、
令和4年4月下旬以降に
掲載予定

発行：定立区・定立区教育委員会（令和4年3月）
編集：定立区衛生部こころとからだの健康づくり課
国立大学法人東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 国際健康推進医学分野
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 研究所 社会医学研究部
問合せ：03-3880-5433（定立区衛生部こころとからだの健康づくり課）

<4>

・第8回 子どもの健康・生活実態調査（令和4年度）



令和4年度 報告書 【概要版】

足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためにはまず、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え、本調査を実施してまいりました。

今回は、小学1年生から継続調査をしてきた子どもたちが、中学2年生となった節目の回です。長年に渡り、本調査にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

この8年間の成果を活かし、引き続き子ども・若者への支援・育成に注力してまいります。

足立区長 近藤やよい
足立区教育委員会教育長 大山日出夫

調査の概要

- ◆調査対象：区立の中学校に在籍する2年生全員 4,396名（35校）
- ◆調査時期：令和4年10月
- ◆実施方法：無記名アンケート方式により、区が学校を通じて質問票を配付・回収
- ◆回答状況：有効回答 3,233名（有効回答率 73.5%）

※第6回調査（令和2年度小6時に実施）では対象者 5,355人であったことから、959人（18%）は、区立中学以外に進学したと考えられる。

今回の調査結果・8年間の成果

男子は肥満傾向、女子は全国同程度に改善

令和4年度の中学2年生は、男子はやや肥満傾向にあるものの、女子は全国と同程度でした（P2グラフ①）。

食習慣、むし歯は良い結果

年齢が上がるにつれて、食事を野菜から食べる「ベジ・ファースト」を実践している割合は増加しています（P2グラフ④）。また、小学6年生の時と比較して、むし歯がある子どもの割合は中学2年生になっても増加していません（P2グラフ②）。

ひとりで簡単な朝食がつくれるは前回より増加

ひとりで簡単な朝食がつくれる子どもの割合は約8割で、令和2年度の中学2年生と比較して1.8ポイント増加しています（P3グラフ⑤）。

運動習慣は維持・読書習慣は増加

令和2年度の中学2年生と比べると、運動していない子どもの割合は同程度で、コロナ禍の中でも増加傾向は見られません。また、月に4冊以上読書をする子どもの割合は2.1ポイント増えています（P3グラフ⑥⑦）。

子どもに直接届ける対策の継続で成果

区では、子どもの頃からの望ましい生活習慣の定着が将来の健康につながると考え、小学1年生の頃から「ベジ・ファースト」や食後の歯磨き指導等に取り組んできました。その結果、中学2年生になった子どもたちの野菜から食べる割合は約3倍増、乳歯が生え変わる年齢になってもむし歯のない割合は高止まりする結果が出ています。

健康に生き抜く実践力で夢や希望を実現

基本的な生活習慣は、家庭・学校・地域の関わり合いの中で育まれます。今後も区は各場面において、子どもたちが経験や体験を積み重ねる機会に努めてまいります。また、将来の夢や希望を実現するための土台は「健康」です。好ましい生活習慣を自ら選択して、健康に生き抜く力を身につけられるよう、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を一層充実させてまいります。

<1>

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

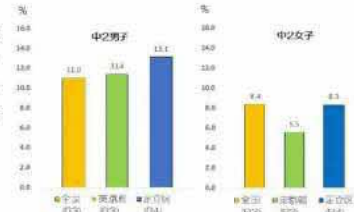
足立区立中学校に在籍する2年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。平成28年度・30年度・令和2年度の結果と比較を行っています。
ここでは代表的な項目についてのみ記載しています。詳細は、足立区公式ホームページをご覧ください。
（令和5年度掲載予定）足立区 子ども健康調査 検索

※各グラフの数字は、パーセンテージです。

健康について ※肥満傾向は東京都・全国の中2と比較 ※むし歯の本数は同じ集団の小6時等と比較

【肥満傾向】

- ① 令和4年度の肥満傾向の子どもの割合は、男子は13.1%で、令和3年度の全国と東京都のデータ（文部科学省による最新の統計データ）と比較して、やや高め傾向です。女子は8.3%で、東京都より高いものの全国と比較すると同程度です。



【むし歯の本数】

- ② むし歯が1本もない子どもの割合は65.5%で、小6から中2にかけて、むし歯のない割合は高いまま維持しています。



★ お子さまの肥満度を調べてみましょう。



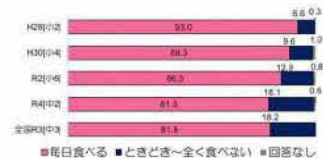
※リンク先
一般社団法人 日本小児内分科学会
「子どもの肥満」

▲詳しくは、上記サイトの男子用 女子用

食生活について ※同じ集団の小6時等と比較

【朝食習慣】

- ③ 朝食を毎日食べている子どもの割合は81.3%と年齢が上がるにつれて減っています。全国（文部科学省による最新の統計データ・中3）と比較すると、同程度です。



【食べる順番】

- ④ 食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は35.9%で、年齢が上がるにつれて増えています。

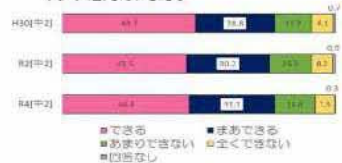


<2>

家庭生活について ※過年度の中2と比較

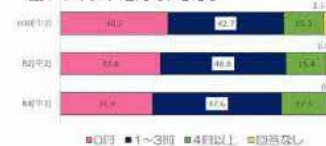
■ひとりで簡単な朝食がつくれる

- ⑤ひとりで簡単な朝食がつくれる子どもの割合は77.5%で、令和2年度(中2)より1.8ポイント増えています。



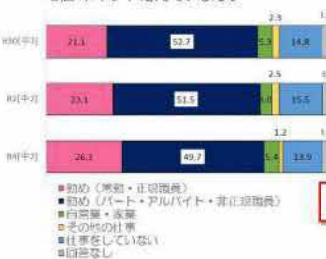
■読書

- ⑦最近1か月で4冊以上本を読んでいる子どもの割合は17.5%で、令和2年度(中2)より2.1ポイント増えています。



■母親の就業状況

- ⑨母親が常勤・正規職員として働いている世帯の割合は26.3%で、令和2年度(中2)より3.2ポイント増えています。



■運動

- ⑥1週間でほとんど・全く運動しない子どもの割合は33.7%で、コロナ禍においても増加しませんでした。



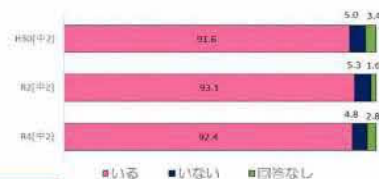
■テレビ・動画

- ⑧テレビ・動画を1日4時間以上視聴している子どもの割合は18.7%で、令和2年度(中2)より1.6ポイント増えています。



■保護者の相談相手の有無

- ⑩保護者に相談相手がいない割合は4.8%で、コロナ禍においても変化はありませんでした。



◎ポイント

これまでの調査結果から、保護者が困ったときに相談できる相手がいる世帯は、子どもの健康面(予防接種の接種率や自己肯定感等)に良い影響を与えることが明らかとなっています。

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困難だけでなく、家庭環境全体で把握すべきであると考えています。令和4年度の「生活困難」世帯*の該当件数は、702世帯(21.7%)で、令和2年度(小6)の19.5%から、2.2ポイント増加しました。

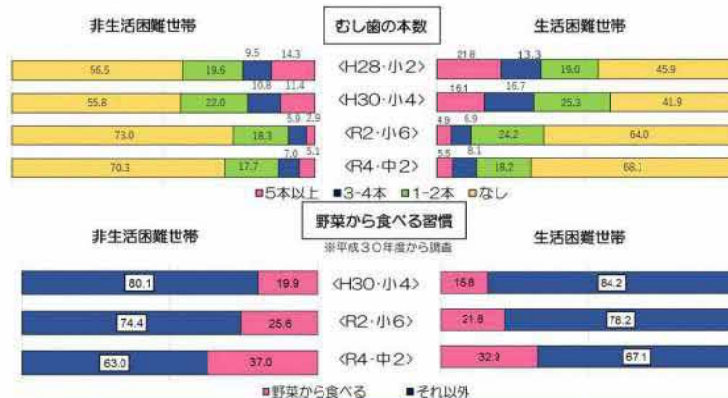
*「生活困難」とは、

- 以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。
 A. 世帯年収300万円未満の世帯 ※年収は令和3年の状況
 B. 生活必需品の非所有世帯(子どもの生活において必要と思われる物品や食料の出費に1万円以上の赤字がないなど)
 C. 水道・ガスなどのライフラインの支払い滞り経験世帯

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較 ※同じ集団の小6時等と比較

生活困難が、子どもの健康・生活にどの程度関連があるかを調べるため、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。むしろ1本もない子どもの割合は、非生活困難世帯が70.3%、生活困難世帯が68.1%と、調査当初と比較してその差が大幅に改善

されました。また、食事を野菜から食べている(ベジ・ファースト)子どもの割合も、非生活困難世帯が37.0%、生活困難世帯が32.9%と、それぞれ増えています。



ご利用ください

★「未来へつなぐあだちプロジェクト」では、本調査の実施以外にも、以下の活動等に取り組んでいます。

★子ども食堂 MAP
子どもを中心とした
みんなの食と居場所



★応援アプリ
ひとりで家計の暮らしに役立つ
情報を届け
見立版・目の本
で検索!

★「早うま!かんたん
ベジレシピ」
管理栄養士が考案した
かんたんベジレシピを掲載



■窓口のご案内■

子どものことや心や身体のこと等でお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

- 子ども・子育てについて悩みがあるとき
 <こども支援センターげんき>
 子育てに関すること 03-3852-3535
 発達に関すること 03-5681-0134
 不登校に関すること 03-3852-2872

- 生活や仕事に悩みがあるとき
 <くらしとしごとの相談センター>
 03-3880-5705

- なんとなく心や身体が不調なとき
 江北保健センター 03-3896-4011
 千住保健センター 03-3888-4278
 竹の塚保健センター 03-3855-5093
 中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
 東部保健センター 03-3606-4171

- どんな相談でも
 <よりそいホットライン>
 0120-279-338

- パートナーからの暴力や嫌がらせ
 性的指向及び性自認に関する悩み
 <男女参画プラザ>
 女性・男性DV・LGBT
 相談(予約制) 03-3880-5222

◆詳しく調査結果は、
 足立区公式ホームページを
 ご覧ください。
 ※令和4年度報告書本編は、
 令和5年度掲載予定

発行: 足立区・足立区教育委員会 (令和5年3月) ※令和5年9月一部訂正
 編集: 足立区衛生部こころとからだの健康づくり課
 国立大学法人東京医科歯科大学 大学院歯学部総合研究科 国際健康推進医学分野
 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 研究所 社会医学研究部
 問合せ: 03-3880-5433 (足立区衛生部こころとからだの健康づくり課)

<4>

<3>

・第9回 子どもの健康・生活実態調査（令和5年度）

第9回 子どもの 健康・生活 実態調査



未来へ
つなぐ
あだちプロジェクト

令和5年度 報告書 【概要版】

足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためには、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え本調査を実施してまいりました。

平成27年度にスタートした本調査は、当初計画していた9年間の調査最終年を迎えました。ご協力頂いてきた全ての皆様に感謝申し上げますとともに、これまでの調査結果を踏まえ、子どもたちのレジリエンスの向上や、健康増進に効果が見込まれる具体的な支援策の充実に、尚一層注力して参ります。

足立区長 近藤 やよい
足立区教育委員会 教育長 大山 日出夫

調査の概要

- ◇ 調査対象：区立の小学校に在籍する1年生全員 4,584名（67校）
- ◇ 調査時期：令和5年10月
- ◇ 実施方法：無記名アンケート方式により、区が学校を通じて質問票を配付・回収
- ◇ 回答状況：有効回答 3,460名（有効回答率 75.5%） ※回答者の約90%は子どもの母親

調査から見てきたこと

■ **男子は肥満傾向が減少・女子は増加**

令和5年度の小学1年生は、男子は令和3年度より肥満傾向が減少し全国平均を下回りましたが、女子は増加傾向にあります。

■ **むし歯のない子ども、野菜から食べる子どもは年々増加**

むし歯が1本もない子どもの割合は年々増えています。食事を野菜から食べる（ベジ・ファースト）子どもの割合も着実に増加しています。

■ **運動・読書習慣に課題**

運動・読書習慣のない子どもは年々増えている一方、今回、月に4冊以上本を読んでいる子どもも増加しました。

■ **テレビ・動画の視聴時間は変化なし、就寝時間は改善**

テレビ・動画を一日1時間以上視聴している子どもは令和3年度と比較して同程度でした。午後10時以前に就寝している子どもは増加しました。

💡 **子どもに直接届ける対策の成果**

全ての子どもが受診できる「あだちっ子歯科健診」の実施や、保育園や幼稚園、学校給食等での「ベジ・ファースト」の実践により、小学1年生のむし歯のない児童の割合や、野菜から食べる児童の割合は着実に高くなっています。家庭、学校、地域社会が協力して子どもたちに直接働きかけ、成果を継続していくことが必要です。

子どもの健康を守り育てるために

9年間の調査から、子どもたちの健康に重要なエッセンスを得ることができました。

- **子どものレジリエンス（逆境を乗り越える力）向上のために**

子どもがらつの好ましい生活習慣（一口目は野菜から食べる・毎日朝ご飯を食べる・決まった時間に寝る・適度な運動を行う・歯みがきを習慣化する）を身につけ、地域活動に積極的に

参加して、経験・体験を積み、ロールモデルとなる大人と関わることでレジリエンスを高めるためには重要です。

- **保護者に相談相手がいることが大切**

保護者が困ったときに相談する相手がいると、子どもの健康面に良い影響をあたえることが明らかになっており、生活困難の影響も軽減できる可能性があります。

<1>

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

足立区立小学校に在籍する1年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。平成27年度から隔年（平成27年度・平成29年度・令和元年度・令和3年度）で調査した結果と比較を行っています。

ここでは、代表的な項目についてのみ記載しています。詳細は、足立区公式ホームページをご覧ください。 [足立区 子ども健康調査](#) 🔍 検索

（令和6年4月下旬以降に掲載予定）

※各グラフは、令和5年度と過去の小学1年生を比較しています。数字は、パーセンテージです。

小学校入学前施設の状況

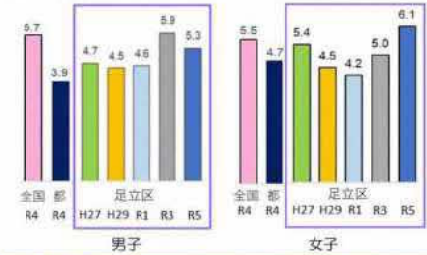
入学前に通っていた施設は調査当初と比べると保育所の割合が増加しており、令和5年度の小学1年生では全体の約半分となっています。



健康について

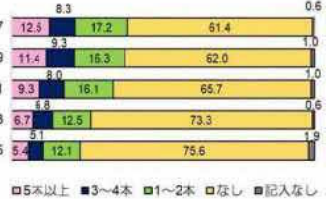
【肥満傾向】

令和5年度の男子は肥満傾向が全国と比較して低くなりましたが、女子は1.1ポイント高くなりました。調査当初からみると、男子は令和3年度が一番高くなっています。女子は令和元年度を機に増加傾向にあります。



【むし歯】

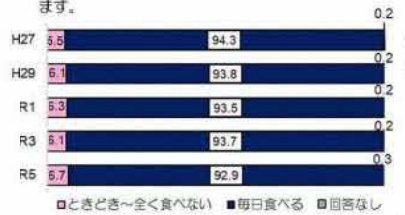
むし歯が1本もない子どもの割合は前回より2.3ポイント増えました。調査当初から比べるとその割合は14.2ポイントと大幅に増加しており、むし歯の本数も着実に減少しています。



食生活について

【朝食】

朝食を毎日食べている子どもの割合は、92.9%で、前回より0.8ポイント減りましたが、調査当初から朝食を食べる子どもは高い割合を維持しています。



【食べる順番】

食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は27.2%で、2.5ポイント増えました。調査当初では約12%でしたが、現在は約27%まで増加してきました。



<2>

家庭生活について

【読書】

最近1か月で4冊以上本を読んでいる子どもの割合は49.4%で、0.5%ポイント増えましたが、調査当初から比べると減少傾向にあります。



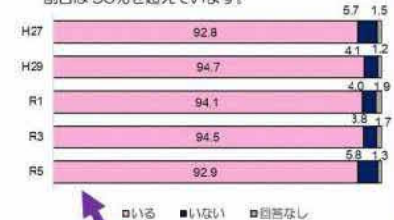
【テレビ・動画】

テレビ・動画の視聴が1時間未満・見ない子どもの割合は21.4%でした。調査当初から比べて同程度の割合を保っています。



【保護者の相談相手の有無】

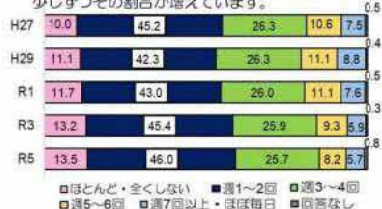
保護者に相談相手がいる割合は前回より1.6%ポイント減りましたが、調査期間を通して相談相手がいる割合は90%を超えています。



これまでの調査結果から、保護者が困ったときに相談できる相手がいる世帯は、子どもの健康面（予防接種の受診率や自己肯定感等）に良い影響を与えることが明らかとなっています。

【運動】

1週間のうち、ほとんど・全く運動しない子どもの割合は13.5%でした。調査当初から比べて少しずつその割合が増えています。



【平日の就寝時間】

午後10時より前に就寝している子どもの割合は81.9%でした。調査当初から約80%以上の子どもは午後10時前に就寝しています。



「心理的な虐待（子どもの心を傷つける不適切な言動）」がもたらす影響

子どもに対する虐待には、①「身体的な虐待」②「ネグレクト（育児放棄）」③「心理的な虐待」があります。子どもの成長に対して、「傷つくことを繰り返さう」といった「ことばによる心理的な暴力」が悪影響を及ぼすことが分かっています。「心理的な虐待」が「他人を思いやる行動の低下」などの問題行動に大きく関わってくる事を、保護者だけではなく、多くの大人に知ってもらうことが大切です。



<3>

保護者の生活



【母親の就業状況】

仕事をしていない母親の割合は23.6%で、前回より2.6%ポイント減りました。仕事をしている割合は年々増加しています。

【世帯の経済状況】

令和5年度の世帯年収が300万円未満の世帯は7.2%でした。調査当初の平成27年度は11.4%であり、その割合は減少傾向にあります。

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

生活困難が、子どもの健康・生活にどの程度関連があるかを調べるため、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。

むし歯が1本もない子どもの割合は、非生活困難世帯、生活困難世帯ともに改善されています。

＊「生活困難」とは、以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。
A 世帯年収300万円未満の世帯（年収は、令和5年の状況）
B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど）
C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯



窓口のご案内

子どものことや心身のことでお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

- 子ども・子育てについて悩みがあるとき
くども支援センター（げんき）
子育てに関すること 03-3852-3535
発達に関すること 03-5681-0134
不登校に関すること 03-3852-2872
- 生活や仕事、家庭の悩み、格差の困りごと、相談先がわからないとき
R6.3月までくらしとこととの相談センター
R6.4月から福祉まごころ相談課
03-3880-5705
- なんとなく心や体が不調なとき
江北保健センター 03-3894-4011
※「すこやかプラザ あだち」内にR1.1月より相談予約
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3855-5093
中央本町地域・保健総合支援課
東部保健センター 03-3606-4171
- パートナーからの暴力や嫌がらせ性的指向及び性自認に関する悩み
＜男女参画プラザ＞
女性DV・男性DV・LGBT相談（予約制） 03-3880-5222
- どんな相談でも
くよりそいホットライン 0120-279-338

※詳しい調査結果は、足立区公式ホームページをご覧ください。
※令和5年度報告書
本編は、令和6年4月以降に掲載予定

発行：足立区・足立区教育委員会（令和6年3月）
編集：足立区衛生部 ところからたの健康づくり課
国立大学法人東京医科歯科大学 大学院歯学部総合研究科 国際健康推進医学分野
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 研究所 社会医学研究部
問合せ：03-3880-5433（足立区衛生部 ところからたの健康づくり課）

<4>

・第2期 第1回 子どもの健康・生活実態調査（令和6年度）

第2期 第1回 子どもの 健康・生活 実態調査



第1回（令和6年度）報告書 【概要版】 修正版（令和7年4月子ども・子育て支援政策調査特別委員会資料の修正）

足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためには、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え本調査を実施しており、昨年度に当初予定していた第1期の9年間の調査を終了しました。

今年度からは、これまでの調査結果を踏まえ実施してきた施策等の効果を確認するとともに、コロナ禍による生活スタイルの変化がもたらした児童・生徒の生活習慣、学習習慣への影響を明らかにし、より効果的な取り組みを実施するため、第2期調査をスタートいたしました。調査結果を踏まえて、今後子どもたちの未来につながる施策を構築してまいります。

足立区長 近藤 やよい
足立区教育委員会 教育長 中村 明慶

調査の概要

- ◇ 調査対象：区立の小学校に在籍する1年生の保護者 4,581名（67校）
- ◇ 調査時期：令和6年10月
- ◇ 実施方法：オンライン回答 区が学校を通じて調査案内（回答フォームへの二次元コード）を配付
- ◇ 回答状況：回答件数 2,913名（回収率63.6%） 有効回答 2,609名
- ◇ 有効回答率：89.6%（有効回答/回答件数） 57.0%（有効回答/調査対象）※ 回答者の約90%は子どもの母親

平成27年度と令和6年度の「小学1年生」を比較～こんなに大きく変わりました～

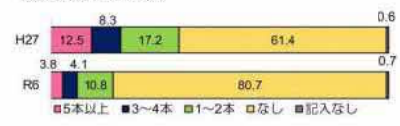
【野菜から食べる子どもは増加傾向】

食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は29.4%で、調査当初より17.9ポイント増加しました。



【むし歯のない子どもの増加】

むし歯が1本もない子どもの割合は調査当初から比べると19.3ポイント増加し、現在は80%を超えています。



【小学校入学前に通っていた施設】

入学前に通っていた施設は調査当初と比べると保育所・こども園の割合が増加しています。

共働き家庭の増加に伴い保育ニーズが拡大してきた結果と言えます。



これまでの9年間で
見えてきました

子どもの健康・レジリエンス(逆境を乗り越える力)にとって大切なこと

保護者に「困ったときに相談できる相手がいる」と子どもの健康リスクが軽減する

これまでの調査から、保護者が困ったときに相談できる相手がいると、子どもの健康面により影響をあたえることが明らかになっています。保護者が地域と繋がり、子どもたちが地域活動に積極的に参加できるような環境づくりに取り組むことが重要です。詳しくは本概要版3ページをご覧ください。

子どもが望ましい生活習慣を身につけるとレジリエンスを培える

また、5つの望ましい生活習慣（①一口目は野菜から食べる ②毎日朝ご飯を食べる ③決まった時間に寝る ④適度な運動を行う ⑤歯磨きを習慣化する）の定着は、子どもたちの自己肯定感や自己制御能力などレジリエンスの向上に大きく影響することも分かっています。

〈1〉

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

足立区立小学校に在籍する1年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。
調査開始当初の平成27年度（一部は平成29年度）と令和6年度の結果を比較しています。

ここでは代表的な項目についてのみ記載しています。詳細は、足立区公式ホームページをご覧ください。

足立区 子どもの健康調査
（令和7年5月以降に掲載予定）

※ 各グラフは、令和6年度と過去の「小学1年生」を比較しています。数字は、パーセンテージです。

健康について

【肥満傾向】

令和6年度は調査当初と比較すると、女子は0.5ポイント、男子も0.6ポイント肥満傾向が低くなりました。男子については全国と比較しても低くなっています。



食生活について

【朝食】

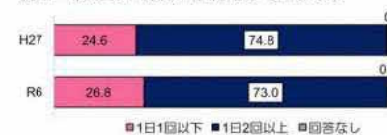
朝食を毎日食べている子どもの割合は93.6%で、調査当初から朝食を食べる子どもは高い割合を維持しています。



家庭生活について

【歯みがき】

一日2回以上歯みがきをしている子どもは、調査当初から7割以上を維持しています。



【平日の就寝時間】

調査当初と比較すると、午後10時以降に就寝している子どもが7.5ポイント増加しています。



【運動】

1週間のうち、週3回以上運動する子どもは減少し、週1～2回運動する子どもが増加しています。



【テレビ・動画】

テレビ・動画の一日の視聴時間は約51%の子どもが1～2時間ですが、4時間以上視聴している子どもの割合が1.4ポイント増加しています。



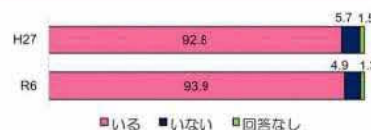
〈2〉

保護者の生活について

【保護者の相談相手の有無】

保護者に相談相手がいる割合は約94%となっています。調査当初から相談相手がいる割合は90%を超えています。

また相談できる人数は1人～2人と回答した割合が約51%となっています。



参考

【子どもについての悩みや心配事を相談する相手の有無】

父 83.6% 母 94.2%

※対象者は小学生までの子どもを養育する世帯

(出典：令和4年度 東京都福祉保健基礎調査「東京の子供と家庭」)

ポイント

これまでの調査結果から、保護者が困ったときに相談できる相手がいる世帯は、子どもの健康面（予防接種の受診率や自己肯定感等）に良い影響を与えることが明らかとなっています。

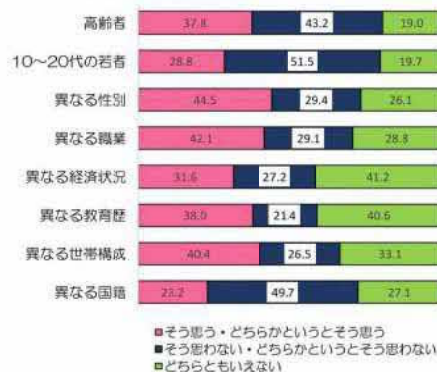
NEW

【普段の生活における交流の多様性】

保護者の仕事上も含めた普段の生活の中で、どのような特徴を持つ人たちと交流があるかについて調査しました。交流の対象者は、左記の8つの特徴の人になります。

今回の調査の結果、「保護者が6つ以上の特性の人々と交流がある場合に、子どものレジリエンス（逆境を乗り越える力）が高くなる可能性がある」ことが見えてきました。

＜保護者が普段の生活で交流することが多い人＞



■ そう思う・どちらかというと思う
■ そう思わない・どちらかというと思わない
■ どちらともいえない

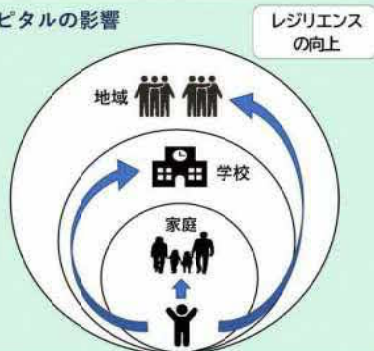
ソーシャルキャピタルの影響

これまでの調査を通して、家族との関係や社会的つながりと、子どもたちの行動（問題行動または思いやりを示す行動）との関連について分析しました。

その結果、それぞれのソーシャルキャピタルが醸成されると、子どもたちのレジリエンスを高めることにつながっていくことが分かりました。

ソーシャルキャピタルとは

人と人との関係性や結びつきを資源として捉える考えです。人々が信頼し合って助け合うことで問題が解決され、社会全体を安定させる力となります。



(3)

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

生活困難世帯の割合は7.2ポイント減少しました。

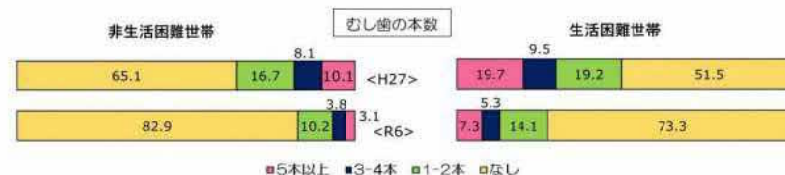
「生活困難」世帯の割合



本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困難だけでなく、家庭環境全体で把握すべきと考えており、「生活困難」世帯について、以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。

- A 世帯年収300万円未満の世帯（年収は、2023年の状況）
- B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど）
- C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯

むしろ1本もない子どもの割合は、調査当初と比べて非生活困難世帯では17.8ポイント、生活困難世帯では21.8ポイント増加しています。



食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は、非生活困難世帯では約30%、生活困難世帯では約26%で調査当初と比べてそれぞれ約13ポイント増加しています。



窓口のご案内

子どものことや心身のことでお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

- 子ども・子育てについて悩むとき
 - ＜子ども支援センターげんき＞
 - 子育てに関する相談 03-3852-3535
 - 発達に関する相談 03-5681-0134
 - 不登校に関する相談 03-3852-2872
 - 生活全般の悩み・困りごとがあるとき
 - ＜福祉まるごと相談課＞
 - 足立区役所 別館1階 03-3880-5705
 - すこやかプラザ おがち3階※ 03-5888-4571
- なんとなく心や体が不調なとき
 - 江北保健センター 03-3896-4011
 - （すこやかプラザ おがち）内に令和7年4月21日移転
 - 千住保健センター 03-3888-4278
 - 竹の塚保健センター 03-3855-5093
 - 中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
 - 東部保健センター 03-3606-4171
- どのような相談でも
 - ＜よりそいホットライン＞ 0120-279-338

◆ 詳しい調査結果は、足立区公式ホームページをご覧ください。
※ 令和6年度報告書本編は、令和7年5月以降に掲載予定です。

発行：足立区・足立区教育委員会（令和7年3月）
編集：足立区衛生部 ところから健康づくり課
国立大学法人東京科学大学 大学院医歯学総合研究科 公衆衛生学分野
問合せ：03-3880-5433（足立区衛生部 ところから健康づくり課）

(4)

資料編5 足立区の子ども・若者関連施策のライフステージごとの取組状況

ライフステージごとの取組状況													
産前・産後期		就学前期		小学生期		中学生期		高校生期		大学生・若者期			
ターゲット(ハイレズ)アプローチ	■凡例 ①…令和7年度新規取組 ②、③、④…国、都、財団、私立校の取組 ★…子どもと保護者など支援対象がまたがっている ➡…切れ目のない支援			学力		進学・就職							
				MIM(多層指導モデル) そだち指導 サマースクール チャレンジ学級		中1夏季勉強合宿 英語チャレンジ講座 英語マスター講座		足立はばたき塾 足立ミライゼミ 学びのセーフティネット事業②		④大学生等の修学・就職支援事業 包括的就労支援事業 給付型奨学金 奨学金返済支援助成			
						あすテップ スモールステップの運営		③高校生応援支援金★ 進学・就職準備給付金 児童養護施設等の子どもへの自立支援					
				不登校		居場所を兼ねた学習支援(不登校) 教育相談		不登校児童・生徒へのオンライン支援事業					
						バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業 不登校児童・生徒のための家庭学習支援事業 スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー活用事業 登校サポーター(お迎え、別室支援)							
				就業相談★									
				発達支援		発達相談★ 発達支援(1歳6か月、3歳健診時の心理相談)★ 児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 幼児発達支援(幼児療育) 中等度難聴児発達支援事業 障がい児相談支援★ 障害児福祉手当②★		発達支援(チューリップシートの活用)★ 放課後等デイサービス					
				障がい児・若者		スクールアシスタントの配置 コミュニケーションの教室への支援★ ガイドヘルパー派遣 短期入所				重度障がい者への大学等修学支援事業			
						食		欠食児童・生徒への支援/夏休み期間中の食の支援★		高校生の食の支援			
						居場所・相談		居場所を兼ねた学習支援(経済的困難)		セーフティネットあだち★(ひきこもり相談・居場所支援) 若年層の引きこもり支援事業 高校生世代の居場所学習支援 あだち若者サポートテラス(SODA) 伴走型コミュニケーション支援			
子ども・若者の支援				外国ルーツ									
				日本語通訳指導講師の派遣 外国にルーツを持つ子どもに対する学習支援事業		あだち日本語学習ルームの運営				アピアランスケア推進事業 若年がん患者在宅療養費助成			
				スポーツ施設活用事業									
	健康・生活習慣			各層予防接種(定期任意) 離乳食教室・1歳ごろの栄養教室 幼稚園向け栄養教室 「早寝・早起き・朝ごはん」 6歳児フック物産市事業 6歳臼歯健康教室 あだちはじめてえほん★ あだちっ子歯科健診		中学校生活指導員の配置 あだちっ子健康教室 貧血・小児生活習慣予防健診 小中学校向け歯科保健教室(小5・中1) おうちでもひと口目は野菜から おいしい給食、もりもり給食ウィーク、給食メニューコンクール、小松菜一斉給食 幼保小連携事業★ 子どもの健康・生活実態調査(4・6年)★ 子どもの健康・生活実態調査(2・4年)★		高校生活向け栄養教室 成人歯科健診(20・25・30歳は特典付) さわやかブラッシング教室 子宮頸がん検診 肝炎ウイルス検診 40歳前の健康づくり健診 簡易血液検査(スマホでドック)					
	ASMAP			親子はじめて歯科健診「こにちは歯ひろば」★ 2歳児歯つばいパーク★ 妊産婦・乳幼児家庭訪問★ 産後ケア★ こにちは赤ちゃん訪問★ 子育て家庭訪問事業★ 乳幼児健康診査(乳幼児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児・経過観察健診) 子育てサロン(一時預かり、あかちゃんず、ハーフバスデーサポート、ホッとひと息)★ 認可保育園、認定こども園、認証保育所②、一時保育、休日保育★ 児童館(乳幼児事業、未来応援事業、多世代交流)★		英語4技能調査 実用英語技能検定受験支援事業							
	居場所			きかせて！みんなの意見(子ども・若者の意見聴取) こどもみーていんぐ 各種経験・体験(自然教室事業、環境学習ツアー、ものづくり体験・工場見学、姉妹都市交流事業、住区施設活用事業、キャリア教育支援事業、あだちワークわくわくinSummer、子ども体験プログラム、Gがくえん、科学体験教室、浴場組合連携事業、プレーパーク、ジュニアリーダー養成等) 国際理解教育		アダチ若者会議				マンスリー就職面接会②★			
	安全			通学路点検・安全マップ インターネット・ゲートキーパー事業 SOSの出し方教育 防災普及啓発、交通安全教室 少年非行対策		高校生のための合同企業説明会②★ 高校生向け企業見学★				若者の相談事例集の周知			
				防犯対策(子どもを守る防犯劇プログラム)									

ライフステージごとの取組状況						
産前・産後期		就学前期	小学生期	中学生期	高校生期	大学生・若者期
ターゲット（ハイリスク）アプローチ	福祉まるごと相談					
	不妊・不育ホットライン◎	多胎児家庭移動支援	不登校	不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会		
	不妊・不育症検査助成◎			私立学びの多様化学校在学小・中学生への助成金		
	特定不妊治療費（先進医療）助成◎◎			◎東京都フリースクール等利用者助成上乗せ		
	「卵子凍結」及び「凍結卵子を使用した生殖補助医療」費用助成◎	生殖補助医療費用助成◎	就学相談★			
	不妊治療	発達相談★				
	妊娠高血圧症候群等の医療費助成	発達支援（1歳6か月、3歳健診時の心理相談）	発達支援（チューリップシートの活用）			
	未熟児の養育医療の給付	重症心臓がい児（者）等在宅レスパイト事業				
		あだち・はっとほむ事業				
		こどもショートステイ（施設型・在宅型）				
保護者への支援	発達支援		生活支援	応急小口資金貸付		
	養育困難			生活福祉資金貸付事業（義務教育にかかる経費、教育支援資金貸付）		
	ひとり親	ひとり親家庭支援事業（豆の木相談室、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金◎、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金◎、応援アプリ・豆の木メール、サロン豆の木、ひとり親家庭の暮らしに役立つ応援ブック、養育費に関する公正証書等作成促進補助金、養育費保証契約促進補助金、母子・父子福祉資金）				
		児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成 ※障害がい児は20歳未満				
		特別児童扶養手当				
		父子自立支援員等の活動事業、母子生活自立支援事業				
		ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）	コミュニケーションの教室への支援★			
		小児慢性特定疾病医療費助成◎				
			要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業			
			特別支援学級児童・生徒就学奨励事業			
ユニバーサル・ポピュレーション・アプローチ	健康増進教室（赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ）		塾代支援			
			教育扶助			
			学芸支援			
	ASMAP					
	低所得妊婦の初回産科受診費用助成					
	保健指導票★	産後育児ストレス相談				
		マザーメンタルヘルス相談				
		育児栄養相談				
		健やか親子相談				
	きかせて子育て訪問事業		外国ルーツを持つ子どもに対する学習支援事業（保護者にも）★			
ユニバーサル・ポピュレーション・アプローチ	妊婦健康診査	親子はじめて歯科診 多「こんにちは歯ひろば」★	夏休み期間中の食の支援★			
	ファミリー学級	2歳児歯ついでパーク★	子どもの健康・生活実態調査（1・2年）★	子どもの健康・生活実態調査（4・6年）★	子どもの健康・生活実態調査（2年）★	
	妊産婦・乳幼児家庭訪問★	読書啓発事業				
	あだち出産・子育て応援給付金					
	スマイルママ面接	ファーストバースデーサポート				
	産後ケア★					
	こんにちは赤ちゃん訪問★ ◎子育て家庭訪問事業★					
	妊婦歯科健診	乳幼児健康診査（乳幼児・6か月児・9か月児・1歳6か月児、・3歳児・経過観察健診）				
	妊娠相談ホットライン◎	あだちはじめてえほん★				
	風しん予防 抗体検査・予防接種（任意）	赤ちゃん休憩室				
ユニバーサル・ポピュレーション・アプローチ	出産費助成	新生児聴覚検査	イライラしない子育て講座			
	先天性代謝異常等検査◎		ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	家庭教育支援講座		
	子育て応援とうきょうパスポート◎					
	産前・産後家事支援事業	あだちファミリー・サポート・センター事業★				
		子ども預かり・送迎等支援				
	あだちマイ保育園					
	子育てガイドブック					
	◎子育て支援アプリ					
		子ども医療費助成				
	子育てサロン（一時預かり、あかちゃんず、ハーフバースデーサポート、ホッとひと息）★					
ユニバーサル・ポピュレーション・アプローチ		認可保育園、認定こども園、認証保育所◎、一時保育、休日保育★	学童保育室運営事業（学童保育室の質の維持向上）			
		児童館（乳幼児事業、未来応援事業、多世代交流）★				
		あかちゃんタイム（図書館）	夏休み子ども居場所事業（地域学習センター）	中高生応援事業		
		小規模保育・家庭的保育（保育ママ）★				
	病児・病後児保育					
	018サポート◎					
	児童手当 ※第3子以降の算定対象は22歳まで					
	保育園等・幼稚園給食費無償化	給食費無償化				
	保育園等保育料無償化・幼稚園保育料補助	特別大会等助成事業				
		◎入学準備金支給	◎入学準備金支給	私立中学校等授業料軽減助成金◎	私立高等学校等授業料軽減助成金	
ユニバーサル・ポピュレーション・アプローチ		◎教材費、自然教室・修学旅行費補助		キャリア教育講座	都立高校授業料免除◎	
		私立学びの多様化学校・フリースクール等利用者助成				

ライフステージごとの取組状況															
産前・産後期			就学前期			小学生期			中学生期			高校生期		大学生・若者期	
地域・関係機関等による支援	ターゲット（ハイスク）アプローチ	要保護児童対策地域協議会													
		学校で朝ごはん													
		高校中退予防等に関わる中学校・高等学校接続会議													
		若年者支援協議会													
		学校運営連絡協議会⑩													
		都立学校ユースソーシャルワーカー派遣事業★													
		あだち若者サポートステーション⑩													
		あだち外国ルーツのこども支援（まるかるネット）													
		小・中学校での音声翻訳機導入													
		ペアレントメンター													
		子ども食堂、フードパントリー、子どもの学習支援や居場所づくりに取り組む NPO・ボランティア団体等の支援													
		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付事業★													
		生活及び子育ての悩み相談（民生・児童委員）													
		あだち子どもの未来応援基金等への寄附													
		学芸支援													
		教科指導専門員の派遣													
		先進自治体教員派遣交流													
		指導力推進校の実践・成果の活用													
		教員向けゲートキーパー研修													
		学習支援ボランティア事業													
		あだち大学リレー企画													
		幼保小連携事業★													
		あだちっ子・いい歯推進園表彰事業													
		民間学童保育室													
		あだち放課後子ども教室													
		居場所													
		PTA													
		開かれた学校づくり協議会、家庭教育活動													
		青少年対策地区委員会													
		少年団体運営協議会													
		子育て自主グループ													
		町会・自治会（子ども会）													
		とうきょうすくわくプログラム													
		あだちファミリー・サポート・センター事業★													
		大学連携事業（体験活動）													
		区内団体・企業等による、おしごと見学、職業体験等													
		区内企業によるものづくり体験													
		高校生のための合同企業説明会⑩⑩★													
		高校生向け企業見学★													
		マンスリー就職面接会⑩⑩★													